## 大妻女子大学国内·国外研修規程

平成14年5月28日

制定

(趣旨)

第1条 この規程は、大妻女子大学及び大妻女子大学短期大学部(以下「本学」という。) の教員の調査研究を助成し、教育の質の向上を図ることを目的として、教員を国内又 は国外に研修員として派遣することについて定める。

(研修員の資格要件)

- 第2条 研修員は、以下の各号の要件を満たすことを要する。
  - (1) 研修開始時までに本学の専任教員として5年以上在職し、研修開始時の年齢が満 56歳未満の者
  - (2) 本学在籍全期間を通じ研修期間が通算1年間を超えない者
  - (3) 調査研究内容が、本学における担当分野に係るものであること。
  - (4) 国内研修について、研修先での受け入れ資格が学生、研究生、科目等履修生、聴講生等でないこと。

(研修員の派遣期間等)

- 第3条 研修期間は、国内、国外とも12ケ月(以下「長期」という。)、6ケ月(以下「短期」という。)の2種類とする。
- 2 研修期間は、学期(前期・後期)に合わせ、学期の半ばから開始することはできない。
- 3 国内研修の期間は、当該学年度内とし翌学年度にまたがることはできない。 (研修員の派遣数)
- 第4条 研修員の派遣は、原則として、各年度、国内研修は長期1人、短期1人、国外研修 は長期1人、短期2人とする。

(研修員の給与等)

- 第5条 研修期間中の給与(俸給、賞与、臨時給与)は、平常勤務者に準じて支給する。 ただし、通勤手当は、支給しない。
- 2 国内研修員が、研修に支障がない範囲内で授業を担当する場合並びに公務により出勤 する場合は、自宅からの交通費を実費支給する。

(派遣費用の補助等)

- 第6条 国内研修に伴う費用は、研修委託費、修学費及び交通費について、以下の額を補助する。
  - (1) 研修委託費(研修機関に支払う研究料)

実験系 1ケ月 40,000円以内 非実験系 1ケ月 20,000円以内

- (2) 修学費 (研修にかかる諸経費)
  - 自宅通学 1ケ月 18,600円 移住通学 1ケ月 97,800円
- (3) 交通費 (移住通学者のみ)

自宅から移住先までの1往復分の公共交通機関の交通費

2 国外研修に伴う費用は、交通費及び滞在費について、以下の額を補助する。

## (1) 交通費

日本から目的地及び目的地から日本までの移動(研修として認められた目的地が 2以上ある場合は、目的地間の移動を含む。)に係る船賃及び航空賃とする。

(2) 滞在費

最初の目的地に到着した日から帰国のための最後の目的地を出発する日の前日までの日数に9,330円を乗じて得た額とする。

(研修員の担当授業等の措置)

- 第7条 研修派遣により研修員が担当できなくなった授業等は、できる限り専任教員が分担担当することとするが、やむを得ない場合は非常勤講師を充てることができる。
- 2 国内研修員は、研修期間中に他大学への出講やテレビ・ラジオ等の連続出演は行わないものとする。

(研修後の勤務義務)

第8条 研修員は、第1条の趣旨にのっとり派遣終了後3ケ年は他に転出しないものとする。

(研修員の募集、選考等)

- 第9条 研修員の募集、応募、選考手続き等の運用細則については別にこれを定める。 (規程の改廃)
- 第10条 この規程の改廃は、大妻女子大学運営会議の議を経て、学長が行う。 附 則
- 1 この規程は、平成14年5月28日から施行し、平成15年度研修員から適用する。
- 2 「国内・国外研修に関する内規(昭和50年1月28日実施)」は廃止する。 附 則
  - この規程は、平成20年4月1日から施行し、平成21年度研修員から適用する。 附 則
  - この規程は、平成24年4月24日から施行し、平成24年4月1日から適用する。 附 則
  - この規程は、平成30年9月7日から施行し、平成30年4月1日から適用する。